

出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為(不正行為)に係る届出書

出入国在留管理庁長官 殿

出入国管理及び難民認定法第19条の18第1項第4号の規定により、次のとおり届け出ます。

① 届出の対象者

氏名(ローマ字) _____ 性別 男・女

生 年 月 日 _____ 年 月 日 国籍・地域 _____

住 居 地 〒 _____

在留カード番号 _____

特定産業分野 _____ 業務区分 _____

② 不正行為の概要

A 不正行為を知った日 _____ 年 月 日

B 不正行為が発生した日 _____ 年 月 日

C 不正行為の種類

- 特定技能基準省令第2条第1項第4号リ(1)
(外国人に対して暴行し、脅迫し又は監禁する行為)
- 特定技能基準省令第2条第1項第4号リ(2)
(外国人の旅券又は在留カードを取り上げる行為)
- 特定技能基準省令第2条第1項第4号リ(3)
(外国人に支給する手当又は報酬の一部又は全部の不払い)
- 特定技能基準省令第2条第1項第4号リ(4)
(外国人の外出その他私生活の自由を不当に制限する行為)
- 特定技能基準省令第2条第1項第4号リ(5)
((1)から(4)までに掲げるもののほか、外国人の人権を著しく侵害する行為)
- 特定技能基準省令第2条第1項第4号リ(6)
(虚偽文書の行使又は提供)
- 特定技能基準省令第2条第1項第4号リ(7)
(保証金等違反行為)
- 特定技能基準省令第2条第1項第4号リ(8)
(保証金等違反行為を行う者の紹介を受けて特定技能雇用契約を締結する行為)
- 特定技能基準省令第2条第1項第4号リ(9)
(法第19条の18の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をする行為)
- 特定技能基準省令第2条第1項第4号リ(10)
(法第19条の20第1項の規定による報告徴収に従わない行為)
- 特定技能基準省令第2条第1項第4号リ(11)
(法第19条の21第1項の規定による処分違反する行為)
- その他の出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為

次葉に続く

D 不正行為を知った経緯・内容

a 端 緒

- 特定技能外国人からの申告
- 関係行政機関からの指摘(行政指導)
- 特定技能所属機関の調査により発覚
- その他()

b 不正行為の具体的な内容
(全角, 30文字以内) _____

③ 不正行為への対応

A 対応区分

- 特定技能外国人への対応
- 関係行政機関への対応

B 対応結果
(全角, 30文字以内) _____

④ 届出機関

法人番号(13桁)

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

機関の氏名又は名称 _____

機 関 の 住 所 [〒] - _____
(本店又は主たる事務所)

担 当 者 _____ 電 話 番 号 _____ ※

以上の記載内容は事実と相違ありません。

本届出書作成者の署名／作成年月日

_____年 _____月 _____日

注意 届出書作成後届出までに記載内容に変更が生じた場合, 特定技能所属機関が変更箇所を訂正し, 押印すること。

(注)本書中, ※のついた連絡先については, 届出内容の確認のため, 連絡させていただく場合があります。

(記載要領)

1 特定産業分野及び業務区分については、指定書の記載から、以下の対応表に基づき記載する。

特定産業分野	業務区分		
介護分野	身体介護等		
ビルクリーニング分野	建築物内部の清掃		
素形材産業分野	鋳造 鍛造 ダイカスト 機械加工 金属プレス加工	工場板金 めっき アルミニウム陽極酸化処理 仕上げ 機械検査	機械保全 塗装 溶接
産業機械製造業分野	鋳造 鍛造 ダイカスト 機械加工 金属プレス加工 鉄工	工場板金 めっき 仕上げ 機械検査 機械保全 電子機器組立て	電気機器組立て プリント配線板製造 プラスチック成形 塗装 溶接 工業包装
電気・電子情報関連産業分野	機械加工 金属プレス加工 工場板金 めっき	仕上げ 機械保全 電子機器組立て 電気機器組立て	プリント配線板製造 プラスチック成形 塗装 溶接
建設分野・特定技能1号 建設分野・特定技能2号	型枠施工 左官 コンクリート圧送 トンネル推進工	建設機械施工 土工 屋根ふき 電気通信	鉄筋施工 鉄筋継手 内装仕上げ 表装
造船・船用工業分野・特定技能1号	溶接 塗装	鉄工 仕上げ	機械加工 電気機器組立て
造船・船用工業分野・特定技能2号	溶接		
自動車整備分野	自動車の日常点検、定期点検整備、分解整備		
航空分野	空港グラウンドハンドリング 航空機整備		
宿泊分野	宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客及びレストランサービス等の宿泊サービスの提供に係る業務		
農業分野	耕種農業全般	畜産農業全般	
漁業分野	漁業	養殖業	
飲食料品製造業分野	飲食料品製造全般		
外食業分野	外食業全般		

- 2 ②A欄の「不正行為を知った日」については、特定技能所属機関の役員又は職員が当該不正行為を認知した日を記載する。
- 3 ②B欄の「不正行為が発生した日」については、実際に不正行為が発生又は行われた日を記載する。
- 4 ②Da欄の「端緒」について、「その他」をチェックした場合は括弧内に内容を簡潔に記載する。
- 5 ②Db欄の「不正行為の具体的な内容について、全角30文字以内で、具体的、かつ、簡潔に記載する。
- 6 ③A欄の「対応区分」について、特定技能外国人への対応、又は関係行政機関への対応を実施した場合は、レ点によりチェックする。
なお、特定技能外国人と関係行政機関の両方への対応を行った場合は、その両方にレ点によりチェックする。
- 7 ④について、法人番号については、法人でない場合は空欄とする。
- 8 不正行為を複数発生した場合や不正行為の対象者が複数に及ぶなどの場合は、別紙を使用することとして差し支えない。
- 9 本記載要領の添付は不要。